

# 矢板市定住ミニサポート事業費補助金

## 事業の概要

これまでに矢板市に住んだことのない、これから子どもを産み育てる夫婦に対し、まずは矢板市に住んでいただき、魅力を感じてもらい、将来的な定住につなげることを目的に、民間賃貸住宅等の家賃の一部を補助します。

## 対象となる方（世帯） 次の要件をすべて満たす方（世帯）

- 夫・妻ともに39歳以下であること
- 賃貸借契約の契約者であること
- 本市が課する税に滞納がないこと
- これまでに矢板市に住民登録があった方がいないこと
- 本市の他の住宅関係補助金を受けたことがないこと
- 矢板市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等がいないこと

月額家賃5万円以下のところには、半年間、25,000円で住めるなり！

## 対象となる賃貸住宅 次の要件をすべて満たす賃貸住宅

- 入居者本人が契約し、自らが居住する賃貸住宅であること
- 市営・県営住宅、社宅でないこと
- 契約者の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅でないこと



## 補助金額

家賃月額から25,000円を控除した額（上限25,000円）×支払い月数（上限6か月）

※管理費、共益費、駐車場費等を除く支払い済の月額。フリーレント期間等、賃料が発生しない月は除く。

（例1）月額38,000円、支払い月数6か月の場合

$$38,000 \text{円} - 25,000 \text{円} = 13,000 \text{円} \rightarrow 13,000 \text{円} \times 6 \text{か月} = \text{補助金 } 78,000 \text{円}$$

（例2）月額52,000円、支払い月数6か月の場合

$$52,000 \text{円} - 25,000 \text{円} = 27,000 \text{円} \rightarrow (\text{上限}) 25,000 \text{円} \times 6 \text{か月} = \text{補助金 } 150,000 \text{円}$$

## 申請期限 転入日から1年以内

（転入後1年を超えると申請できませんので1年以内に申請してください。）

## 申請手続き

① 転入・家賃支払い



② 補助金交付申請書等を提出



③ 補助金交付

### 《申請書類》

- 申請書、誓約書、請求書、振込口座通帳の写し
- 住民票の写し（世帯全員、続柄・本籍記載あり。）
- 申請者の完納証明書
- 賃貸借契約書の写し
- 家賃月額の支払いが確認できる書類等の写し

申請・問合せ先  
矢板市建設部都市整備課  
電話：0287-43-6213